

## 蒲郡市企業立地促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、次世代成長分野等の製造業等を営む者が、市内で工場又は研究所（以下「工場等」という。）を新設又は増設するにあたり、蒲郡市企業立地促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、企業の誘致及び流出防止並びに雇用の維持拡大を図り、もって地域経済の振興と市民生活の向上に寄与するため、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）に掲げる製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (3) 研究所 産業分類に掲げる製造業に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (4) 次世代成長分野等 次に掲げる分野をいう。
  - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
  - イ 航空宇宙関連分野
  - ウ 環境・新エネルギー関連分野
  - エ 健康長寿関連分野
  - オ 情報通信関連分野
  - カ ロボット関連分野
  - キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（平成30年2月15日施行）別表に規定する東三河地域の集積業種の分野
  - ク その他市長が認める分野
- (5) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。

- (6) 新設 市内において、次に掲げるいずれかに該当することをいう。
- ア 新たに土地(既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。)を取得し、又は賃借(既に取得し、又は賃借している土地の初めての利用を含む。)し、工場等を建設すること。(新規立地)
  - イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得し、若しくは賃借した隣接地(既に取得し、又は賃借している未利用である隣接地を含む。)に新たな工場等を建設すること。(新設)
- (7) 増設 市内において、次に掲げるいずれかに該当することをいう。
- ア 自ら所有し、又は賃借する既存の工場等を増築すること。(増設)
  - イ 自ら所有し、又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。(設備一新)
- (8) 固定資産取得費用 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産(土地を除く。)の取得に要する費用のうち、次に掲げるものの合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)をいう。
- ア 工場等の新設又は増設の工事に要する経費のうち、専ら生産、研究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用
  - イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用
- (9) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、期間を定めず雇用される者
- (10) 操業 第6条第1項に規定する補助事業認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内において工場等の新設又は増設をする事業とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 1人以上の常用雇用者を有する事業者
- (2) 固定資産取得費用の合計額が1億円以上である工場等の新設又は増設を行う者
- (3) 補助事業と同一の内容で蒲都市企業再投資促進補助金、愛知県新あいち創造産業立地補助金又は愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の申請をしない、

又はしていない者

- (4) 過去に同一の工場等の同一の業種において補助金又は蒲郡市企業再投資促進補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 市税の滞納がない者
- (6) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者  
（補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額及びその限度額は、補助対象経費の5%に相当する額以内で予算で定める額とし、当該額が5億円を超えるときは、5億円とする。

2 補助対象経費には、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に基づく固定資産税の課税標準の特例措置を受けた償却資産に係る固定資産取得費用は、含めないものとする。

3 第1項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
（認定の申請及び決定）

第6条 補助事業の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書（第1号様式）に市長が定める必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、補助事業認定可否決定通知書（第2号様式）により、同項の規定による申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定に当たって特に必要があると認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。  
（届出の義務）

第7条 前条の規定による認定を受けようとする補助対象者又は認定の決定の通知を受けた補助対象者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に掲げる事由があったときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に届け出るものとする。

- (1) 新設又は増設した工場等が操業を開始したとき 操業開始届（第3号様式）

(2) 認定を受けた内容に変更があったとき 認定申請書記載事項変更届（第4号様式）

(3) 補助事業に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止するとき  
操業休止（廃止）届（第5号様式）

（操業開始の期日等）

第8条 認定事業者は、第6条第1項の規定による補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業の認定を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項の規定による補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなかったとき。

(2) 認定の申請をした日から補助金の交付の決定がなされる日までの間に、申請した常用雇用者数を下回ったとき。

(3) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。

(4) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金の交付の決定がなされる日までの間に当該工場等を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(5) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。

(6) 市税を滞納したとき。

(7) 法令若しくはこの要綱の規定又は第6条第3項の規定による認定の決定の通知において付された条件に違反したとき。

(8) 著しく信用を失墜する等市との信頼関係を損なう行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すときは、補助事業認定取消通知書（第6号様式）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第11条 前条の規定にかかわらず、認定事業者に相続、譲渡、合併、分割等による変更が生じたことにより、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、当該補助事業を承継する者は、市

長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

2 前項に規定する認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに承継承認申請書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認めたときは、当該地位を承継しようとする者に対して承継承認決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（操業継続期間）

第12条 認定事業者は、当該工場等の操業を操業開始の日から5年間継続しなければならない。

（交付の申請等）

第13条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、新設又は増設をした工場等の操業を開始した日から1年以内（これにより難しい場合にあつては、市長が認める日まで）に、補助金交付申請書（第9号様式）に市長が定める必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（第10号様式）により速やかに通知しなければならない。

3 市長は、前項の規定による交付に当たって、特に必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第14条 規則第8条の規定による交付申請の取下げは、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第15条 規則第13条の規定による実績報告は、第13条第1項の規定による補助金交付申請書の提出をもって、これに代えるものとする。

（額の確定の通知）

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、第13条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第17条 補助金の交付決定を受けた認定事業者は、当該決定通知書を受け取った日後、速やかに補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、補助金額が2億円を超える場合は2年間に分割して交付する

ことができる。

(交付決定の取消し)

第18条 市長は、規則第17条の規定によるもののほか、補助金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第9条第1項第5号から第8号までの規定に該当するとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等を著しく縮小し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、補助金返還命令書（第12号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延利息)

第19条 市長が、前条の規定により補助金の交付を受けた認定事業者に補助金の返還を命ずるときは、規則第20条の規定を適用する。

(財産処分の制限)

第20条 補助金の交付を受けた認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したときは、この限りでない。

(補助金の経理)

第21条 認定事業者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業年度の終了後5年間保存するものとする。

(報告及び立入調査)

第22条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定を受けようとする補助対象者又は認定事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該工場等への立入調査をさせることができる。

(雑則)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。